二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字嶽ノ沢八五七・八五八・八六一の一・八七二の一・八七二の二・八七三の一・八七四から八七七まで・八七九の一・八七九の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、八七八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字長沢字船石一九四の一、一九五、一九六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字船石一九四の一・一九五・一九六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字下蚊屋字迹谷三三三の四・三三三の五（以上二筆国有林）・三三六の一〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　石川県小松市新保町巳一の二四・一の二九・午一の四八・一の四九・一の五二・一の六三（以上六筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区静市野中町三二九、三三八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡南山城村大字童仙房小字三郷田三三の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市土成町宮川内字上畑九八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町榎谷三八〇の四九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市富郷町寒川山字元長七乙九九三の八から乙九九三の一〇まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二九、三〇六四の三〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月七日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字上東小字和田四五の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

**○経済産業省告示第百六十九号**

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百八条第九号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第百八条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年八月七日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃